

木曾川国有林の地域別の森林計画書

(木曾川森林計画区)

(変更)

(平成30年12月変更)

計 画 期 間

自 平成30年 4月 1日

至 平成40年 3月31日

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。

この変更は、平成31年4月1日に効力を生じるものとする。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

目 次

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量	1
------------------------	---

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 林班数

森林の所在		治山事業施行 地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		うち前半 5年分		
中津川市	1～9, 21～29, 30～42, 43～49, 50～60, 88～94, 100～110・144・145, 111～113, 135～143, 146, 1001・1002, 1027・1028・1029一部, 1029一部・1030～1032, 1036～1039, 2003～2010, 2026～2032, 2011～2025, 2243～2259, 2260～2269	58	58	溪間工、山腹工	
恵那市	1052～1060, 1061～1064・1071, 1075～1077・1078一部, 1078一部・1079～1081	17	17	溪間工、山腹工	
計		75	75		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施行地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関する林班数を計上。